簡易公募型競争入札方式に準じた方式(総合評価落札方式【簡易型】) に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成23年8月15日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部ダム事務所長 吉 田 大

1.業務概要

(1)業務名 平成23年度億首ダム建設関連測量設計業務

(電子入札対象案件)

(2)業務内容

本業務は、億首ダム建設関連事業に関わる設計の追加及び修正並びにそれに必要な測量・地質調査を行うものとする。

主な業務内容は以下のとおりである。

測量業務

・基準点測量

4級基準点測量・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5点
4 級水準測量 ・・・・・・・・・・・・・・・0 . 2 5 k m
・路線測量
IP設置、中心線測量、縦断測量、横断測量・・・・・・・・0 .5 km
地質調査業務
・機械ボーリング ・・・・・・・・・・・・・・ 15.0 m
・サウンディング及び原位置試験 (標準貫入試験)・・・・・・15回
・総合解析 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 式
設計業務
・現場打法枠工設計 ・・・・・・・・・・・・・・・2箇所

- (3)履行期間 契約締結の翌日~平成24年3月30日
- (4) 本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素 と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務であり、 参加表明と同時に、技術提案書を提出する方式の試行業務である。(技術提案書の 提出をもって参加表明書の申請とみなす)。
- (5)本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に 代えることができる。
- 2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、下記2 - 1に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2 - 1 単体企業

- 1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- 2)沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務 に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、又は申請中であるこ と。
- 3)技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から 建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4)警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- 5) 別途発注済の「平成23年度北部ダム事務所資料整理業務」の受託者(一般社団法人沖縄しまたて協会)と資本若しくは人事面(出向元および派遣元を含む)において関連がないものであること。

2 - 2入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

1)資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

親会社と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2)人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし については、会社の一方が 更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- 3)その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2 - 3入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。 なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種業務の実績並 びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

2 - 4技術提案書に関する要件

(1)技術提案書の提出者に対する要件

同種業務の実績

下記に示される同種業務について、平成13年度以降公示日までに完了した 業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有さな ければならない。

同種業務:法面の防災対策設計を行った業務

・ただし、契約金額が100万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、 特殊法人、独立行政法人に限る。

実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」(平成20年9月26日付け国官技第126号)又は、「沖縄総合事務局開発建設部(営繕事業及び港湾・空港関連を除く。)業務委託等成績評定要領」(平成20年9月30日付け府開技術第130号)に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

平成21年度から平成22年度末までに完了した業務のうち、国土交通省及 び沖縄総合事務局開発建設部発注業務(営繕事業及び港湾・空港関係を除く) の「企業」の平均業務成績が2年連続60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務(営繕事業及び港湾・空港関係を除く)の実績がない場合は、この限りではない。

業務実施体制

管理技術者を業務履行期間中、沖縄本島内で常駐させることができるものであること。

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

沖縄県内に本店、支店または営業所等(管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)があること。

(2)配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は建設市場整備課)を受けている必要がある。なお、技術提案書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術提案書を提出することができるが、この場合、技術提案書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成23年9月9日(金)を予定する。

予定管理技術者

予定管理技術者については下記の要件を満たす者であることとする。

- (ア)下記のいずれかの資格を有する者
 - [1]技術士(総合技術監理部門又は建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - [2] R C C M (「道路部門」、「地質部門」)の何れかの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- (イ)下記の実績を有する者。
 - [1]平成13年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される「同種業務」の実績を1件以上有さなければならない。

同種業務:法面の防災対策設計を行った業務

- ・ただし、契約金額が100万円以上の業務で発注機関は国、地方公共 団体、特殊法人、独立行政法人に限る。
- ・職務上従事した立場は管理(主任)技術者又は担当技術者とし、照査技術者として従事した業務は除く。
- ・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の発注した業務(営繕事業及び港湾・空港関係を除く)以外の業務は、この限りではない。
- (ウ)技術提案書提出期限日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満である者。

手持ち業務とは、管理(主任)技術者、又は担当技術者となっている 契約金額500万円以上の業務。

技術提案書提出期限日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「競争契約入札心得について」(昭和38年4月22日付け建設省発厚第5号)第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件(技術提案書提出期限日現在での手持ち業務量に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

[1] 当該管理技術者と同等の同種業務実績を有する者

- [2]当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- [3] 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- [4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定 している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- (エ)平成21年度から平成22年度までに完了した業務について、管理(主任)技術者として担当した国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務(営繕事業及び港湾・空港関係を除く)の平均業務成績が2年連続60点未満でないこと。

ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部 発注業務(営繕事業及び港湾・空港関係を除く)の実績がない場合は、 この限りではない。

- (オ)技術提案書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、技術提案書の提出日期限日において、雇用関係にあること。
- (カ)業務履行期間中、沖縄本島内で常駐が可能であること。

予定照査技術者

予定照査技術者については下記の要件を満たす者であることとする。

- (ア)下記のいずれかの資格を有する者
 - [1]技術士(総合技術監理部門又は建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - [2] R C C M (「道路部門」、「地質部門」)の何れかの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- (イ)下記の実績を有する者。
 - [1]平成13年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される「同種業務」の実績を1件以上有さなければならない。

同種業務:法面の防災対策設計を行った業務

- ・ただし、契約金額が100万円以上の業務で発注機関は国、地方公共 団体、特殊法人、独立行政法人に限る。
- ・職務上従事した立場は管理(主任)技術者又は照査技術者とし、担当技術者として従事した業務は除く。
- ・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の発注した業務(営繕事業及び港湾・空港関係を除く)以外の業務は、この限りではない。

指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容が確認できない時は、書類不備により、指名されるために必要な要件の確認ができないものとして失格とする場合がある。

(3)技術提案書を選定するための評価基準

技術提案書の提出者が11者以上となった場合は、下記の1)~3)の基準に基づいて上位10者を選定する。

1)参加表明者の経験及び能力

- 2)配置予定技術者の経験及び能力
- 3)業務実施体制
- 3.総合評価に関する事項
 - (1)落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び業務の実施方針に対する技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- 1)入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。
- 2)上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
- (2)総合評価の方法
 - 1)評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

2)価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 = (価格評価点の配分点) x (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

- 3)技術評価点の算出方法
 - ・技術提案書の内容に応じ、下記 、 、の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の満点は60点とする。

配置予定技術者の経験及び能力

実施方針など

・技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = 60点×(技術評価の得点合計/技術評価の配点合計) 技術評価の得点合計 = (に係る評価点) + (技術提案評価点) 技術提案評価点 = (に係る評価点)

4)技術評価点における評価基準 詳細は入札説明書による

配置予定技術者

- ・資格
- ・専門技術力
- ・情報収集力

実施方針等(業務の理解度、実施手順)

5)総合評価は入札者の申込みに係る上記 、 により得られた技術評価点と当該 入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

4.入札手続等

(1)担当部局

〒905-8501 沖縄県名護市大北三丁目19番8号

沖縄総合事務局 北部ダム事務所 総務課 契約係

電 話:0980-52-0531 FAX:0980-52-6274

(2)入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムより交付する。

交付期間: 平成23年8月15日(月)から平成23年8月26日(金) までのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から18時00分 まで」とする。

但し、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記4.(1)担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。 この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3)技術提案書を提出できる者の範囲

技術提案書を提出する時において、上記2.2.1 2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

(4)技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限: 平成23年8月16日(火)から平成23年8月26日(金)17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)する場合は、平成23年8月26日(金)17時15分までに上記4.(1)に必着とする。

提出場所: 発注者の承諾を得て持参あるいは郵送による場合は上記4(1) に同じ。

提出方法: 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を 得て紙による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残 るものに限る)。

(5)ヒアリング

1)本業務は、ヒアリングを実施しない試行対象業務である。

(6)指名通知の日

指名通知の日は平成23年9月9日(金)を予定する。

(7)入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法: 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を

得た場合は紙により持参すること。

入札日時: 電子入札システムによる場合の締め切りは、

平成23年9月26日(月)17時00分まで。

持参による場合の締め切りは、

平成23年9月26日(月)17時00分まで。

開札日時:平成23年9月27日(火)10時00分

開札場所:〒905-8501 沖縄県名護市大北三丁目19番8号

沖縄総合事務局 北部ダム事務所 入札室 にて行う。

5. その他

(1)手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2)入札保証金及び契約保証金
 - 1)入札保証金 免除。
 - 2)契約保証金 免除。
- (3)入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、技術提案 書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効 とする。

- (4)手続きにおける交渉の有無無。
- (5)契約書作成の要否 要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用した ものについては契約書特約事項として添付する。

- (6)関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。
- (7)本案件は提出資料、入札等を電子入札システムで行うものであり、対応について の詳細は、入札説明書による。
- (8)詳細は入札説明書による。